

議案第101号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 譲渡の目的 自治会集会所
- 2 譲渡の相手方 一関市大東町沖田字峯岸5番地3  
下沖田公民館  
館長 藤森徳夫

3 財産の所在、種別及び数量

建物

所 在	種 類	床面積 (㎡)
一関市大東町沖田字峯岸5番3	集会所	224.91
同 上	物 置	49.68
計		274.59

譲渡の相手方の概要

1 団体名

下沖田公民館（認可地縁団体）

2 代表者名

館長 藤森 徳夫

3 事務所の所在地

一関市大東町沖田字峯岸 5 番地 3

4 地縁による団体認可年月日

令和 6 年 2 月 26 日

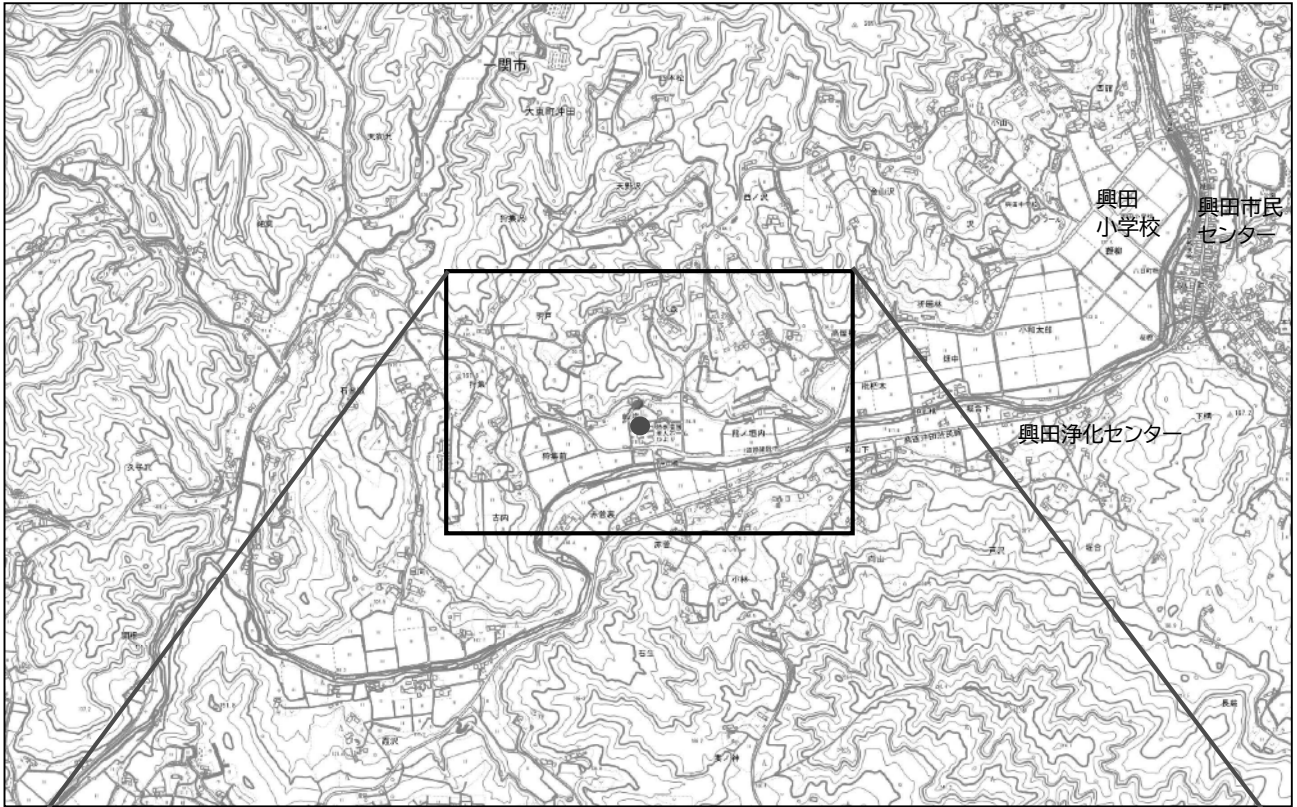
5 設立目的

地区民相互の融和と親睦を図りながら、心身ともに豊かな生活と、明るく住みよい地区を築くことを目的とする。

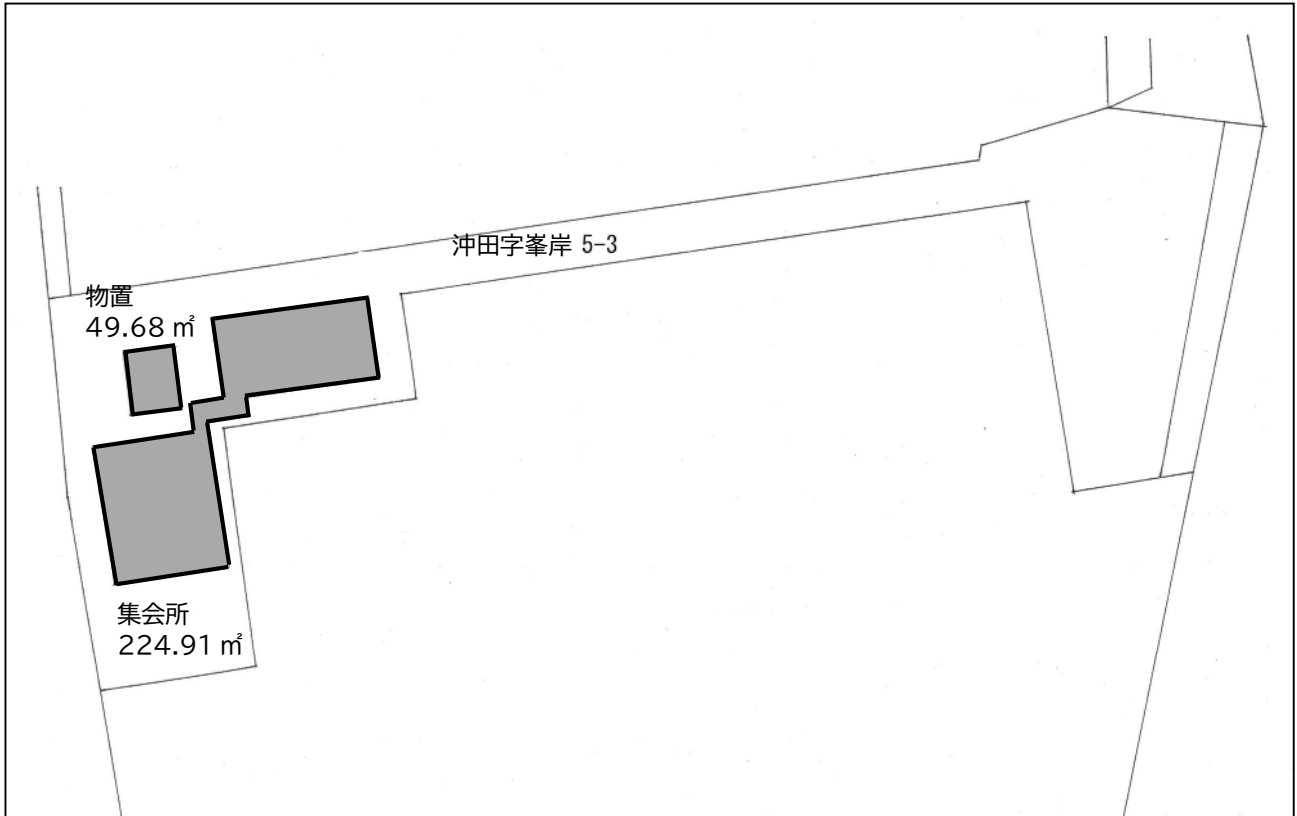
6 役員

館長 1 人、副館長 1 人、運営委員 9 人、監事 2 人

位置図



所在図



凡 例	
譲渡予定建物	

議案第102号

一関市地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市地域資源活用総合交流促進施設
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市大東町渋民字関ノ上114番地4  
大東産地直売協同組合  
理事長 菅原豊一
  
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第102号 参考資料No. 1

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	導 入 年月日	指定管理の状況		
			期 間	年 数			現在の 指定管理者	現在の指定期間	令和6年度 指定管理料
102	一 関市地域資源活用総合交流促進施設	大東産地直売協同組合	R7. 4. 1 ~ R10. 3. 31	3年	新規	—	—	—	—
103	黄海コミュニティグラウンド	黄海地区住民自治協議会	R7. 4. 1 ~ R12. 3. 31	5年	更新	R4. 4. 1	左記団体に同じ	R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31	317, 000円
104	一 関市巖美市民センター山谷分館	蒔し美しの里協議会	R7. 4. 1 ~ R8. 3. 31	1年※	更新	R4. 4. 1	左記団体に同じ	R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31	1, 112, 000円
104	一 関市巖美市民センター達古袋分館								1, 342, 000円
105	一 関市萩荘市民センター市野々分館	萩荘地区まちづくり協議会	R7. 4. 1 ~ R8. 3. 31	1年※	更新	H29. 4. 1	左記団体に同じ	R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31	1, 247, 000円
106	一 関市弥栄市民センター	弥栄地区まちづくり協議会	R7. 4. 1 ~ R12. 3. 31	5年	更新	R2. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R7. 3. 31	19, 281, 000円
106	一 関市弥栄市民センター平沢分館								920, 000円
107	一 関市油島市民センター	油島なのはな協議会	R7. 4. 1 ~ R12. 3. 31	5年	更新	R2. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R7. 3. 31	15, 980, 000円
108	一 関市金沢市民センター	金沢ふるさと協議会	R7. 4. 1 ~ R12. 3. 31	5年	更新	R2. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R7. 3. 31	17, 409, 000円
109	一 関市松川市民センター	いわて松川やくにたつ会	R7. 4. 1 ~ R12. 3. 31	5年	更新	R2. 4. 1	左記団体に同じ	R2. 4. 1 ~ R7. 3. 31	16, 459, 000円
110	一 関農村女性の家	一関生活研究グループ連絡協議会	R7. 4. 1 ~ R8. 3. 31	1年※	更新	H31. 4. 1	左記団体に同じ	R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31	1, 305, 000円
111	川崎農村研修センター	農事組合法人門崎フアーム	R7. 4. 1 ~ R8. 3. 31	1年※	更新	H26. 4. 1	左記団体に同じ	R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31	483, 000円

※ 「指定の期間」の欄の「年数」の欄中に※を付した施設は、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づき先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月22日決定）で保有縮減（廃止・譲渡）に分類している施設である。  
施設保有の見直しの実施に当たっては、令和4年度から施設の利用者等と話し合いを開始し、令和6年度も引き続き話し合いを継続し、令和7年度末までに保有縮減に係る合意形成を図ることとして進めているため、指定期間を令和7年度の1年間とするものである。

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市地域資源活用総合交流促進施設

#### イ 所在地

一関市大東町渋民字西風 47 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 6,109.28 m<sup>2</sup>

延べ面積 860.81 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

農林産物等の加工、地域製品の販売及び情報発信の拠点施設として、農林業の振興及び地域における交流を促進し、地域の活性化に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

大東産地直売協同組合

### (2) 代表者名

理事長 菅 原 豊 一

### (3) 事務所の所在地

一関市大東町渋民字関ノ上 114 番地 4

### (4) 設立年月日

令和 5 年 12 月 12 日

### (5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 組合員のための共同施設の管理運営

イ 組合員の取扱品の共同販売

ウ 組合員の必要とする資材等の共同購買

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ ア～オの事業に附帯する事業

### (7) 組合員数（令和 6 年 4 月 1 日時点）

113 人

### (8) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、専務理事 1 人、理事 2 人、監事 2 人

### (9) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

### 3 主なソフト事業（令和7年度予定）

地域情報の発信及び地域産品の普及に関する事業

### 4 選定理由

一関市地域資源活用総合交流促進施設の指定管理候補者として、次の理由により、大東産地直売協同組合を選定した。

当該施設は、農林産物等の加工、地域産品の販売及び情報発信の拠点施設として、農林業の振興及び地域における交流を促進し、地域の活性化に資するため設置する施設である。

当該組合は、当該施設を管理運営するため令和5年度に設立された団体である。同組合は、組合員の自主的な経済活動の促進や経済的地位の向上を図ることを目的として、地域の農林産物等の共同販売事業や地域活性化に向けた取組などを行うこととしている。

同組合は、当該施設を管理運営するために設立された団体であることから、当該組合が当該施設を管理運営することが適当と考えられるため、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により大東産地直売協同組合を指定管理候補者とする。

指定期間については、当該団体が初めて施設を管理すること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和9年度までの3年間とする。

議案第 103 号

黄海コミュニティグラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
黄海コミュニティグラウンド
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1  
黄海地区住民自治協議会  
会長 伊 藤 智
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

黄海コミュニティグラウンド

#### イ 所在地

一関市藤沢町黄海字天堤 11 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 13,790.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 54.74 m<sup>2</sup> (管理棟)

### (2) 設置目的

地域の振興と住民福祉の向上に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

黄海地区住民自治協議会

### (2) 代表者名

会長 伊 藤 智

### (3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1

### (4) 設立年月日

平成 28 年 6 月 26 日

### (5) 設立目的

住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、明るく住みよい地域づくりに寄与するとともに、行政を含む諸団体等との協議を推進し、「人と人が結び合い、絆あふれる黄海」の実現を目的とする。

### (6) 事業概要

ア 黄海地区地域づくり計画の推進

イ 地域づくりを推進するための人づくり、組織づくり、環境づくり

ウ その他、目的を達成するために必要な事業

### (7) 団体に属する世帯数 (令和 6 年 4 月 30 日現在)

678 世帯、12 団体

構成団体等

第 12 区自治会、第 13 区自治会、第 14 区自治会、七日町自治会、二日町自治会、第 17 区自治会、第 18 区自治会、第 19 区自治会、小日形自治会、曲田自治会、中山自治会、深萱自治会

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理		
	利用料金収入	0	0
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	317	317
	計	317	317
業務 支出 (B)	指定管理		
	人件費	128	122
	施設管理費	30	55
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	158	177
指定管理業務収支(A)-(B)		159	140

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和4年度～令和6年度実施）

なし

4 選定理由

黄海コミュニティグラウンドの指定管理候補者として、次の理由により、黄海地区住民自治協議会を選定した。

当該団体は、住民の意思と責任で持続的な地域づくりを進め、協働の理念による地域課題の解決と明るく住みよい地域づくりを目的として設立された団体で、黄海地区の地域協働体である。当該施設の管理運営を、指定管理者制度を導入した令和4年度から行っており、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、指定管理者の安定的な管理が期待できること、当該施設の管理運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 104 号

一関市巖美市民センター山谷分館及び一関市巖美市民センター達古袋分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市巖美市民センター山谷分館

一関市巖美市民センター達古袋分館

2 指定管理者となる団体

一関市巖美町字沖野々 116 番地 6

巖し美しの里協議会

会長 小 岩 次 男

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市厳美市民センター山谷分館	一関市厳美町字入道 200 番地	敷地面積 14,755.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,277.69 m <sup>2</sup>
一関市厳美市民センター達古袋分館	一関市萩荘字八幡 153 番地 1	敷地面積 14,032.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 862.85 m <sup>2</sup>

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

いづく うつく  
厳し美しの里協議会

(2) 代表者名

会長 小 岩 次 男

(3) 事務所の所在地

一関市厳美町字沖野々116 番地 6

(4) 設立年月日

平成 28 年 4 月 20 日

(5) 設立目的

厳美町、霜後及び達古袋地区内の住民が主体となり、行政機関や地区内の各種団体と連携を図りながら、地域の生活がより一層活発化し、地域の住民が生きがいをもって、明るい地域づくりを推進することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 住民が主体となった地域づくり計画の策定とその実現に関すること。
- イ 地域振興、保健、福祉、環境衛生の向上に関すること。
- ウ 教育・文化の向上と生涯学習、スポーツの振興に関すること。
- エ 防犯・防災・交通安全活動など安心、安全なまちづくりの推進に関すること。
- オ 行政機関及び地区内の各種団体との連携、調整に関すること。
- カ その他目的達成に必要と認められること。

(7) 団体に属する世帯数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1,334 世帯、23 行政区及び 20 団体  
構成団体等

厳美 1 区、厳美 2 区、厳美 3 区、厳美 4 区、厳美 5 区、厳美 6 区、厳美 7 区、厳美 8 区、厳美 9 区、厳美 10 区、厳美 11 区、厳美 12 区、厳美 13 区、厳美 14 区、厳美 15 区、厳美 16 区、厳美 17 区、厳美 18 区、霜後区、達古袋 1 区、達古袋 2 区、達古袋 3 区、達古袋 4 区、厳美地区民生児童委員協議会、保健推進委員、農政推進員、厳美小学校 P T A、厳美中学校 P T A、一関地域防犯協会厳美支部、厳美地区体育協会、一関地区交通安全協会厳美分会、一関市消防団一関第 4 分団、一関市消防団一関第 5 分団第 5 部、一関婦人消防協力隊第 5 分隊、厳美地区福祉活動推進協議会、厳美地区老人クラブ連絡協議会、厳美をきれいにする会、道の駅厳美溪、一関温泉郷協議会、骨寺村ガイドンス運営協議会、達古袋農業教育協会、山谷地域振興協議会、一関生活改善センター運営委

員会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 16 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市厳美市民センター山谷分館

(単位：千円)

		R 4	R 5
業務 収入 (A)	利用料金収入	141	53
	事業収入	0	0
	その他の収入	126	0
	指定管理料	1,112	1,112
	計	1,379	1,165
業務 支出 (B)	人件費	425	425
	施設管理費	866	825
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	1,291	1,250
指定管理業務収支(A)-(B)		88	△ 85

イ 一関市厳美市民センター達古袋分館

(単位：千円)

		R 4	R 5
業務 収入 (A)	利用料金収入	3	3
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	1,342	1,342
	計	1,345	1,345
業務 支出 (B)	人件費	425	425
	施設管理費	807	579
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	1,232	1,004
指定管理業務収支(A)-(B)		113	341

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和4年度～令和6年度実施）

(1) 成人事業

- ・豆餅づくり（令和4年度～令和6年度実施）※達古袋分館

(2) その他事業

- ・震災伝承事業（令和4年度～令和6年度実施）※山谷分館

4 選定理由

一関市厳美市民センター山谷分館及び一関市厳美市民センター達古袋分館の指定管理候補者として、次の理由により、厳し美しの里協議会を選定した。

当該団体は、厳美町、霜後及び達古袋地区内の住民が主体となり、行政機関や地区内の各種団体と連携を図りながら、地域の生活がより一層活発化し、地域の住民が生きがいをもって、明るい地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、厳美地区の地域協働体である。指定管理者制度

を導入した令和4年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度の1年間とする。

議案第 105 号

一関市萩荘市民センター市野々分館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐藤 善仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市萩荘市民センター市野々分館

2 指定管理者となる団体

一関市萩荘字打ノ目 124 番地

萩荘地区まちづくり協議会

会長 中野 信雄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市萩荘市民センター市野々分館

#### イ 所在地

一関市萩荘字上本郷 305 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 7,223.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,281.28 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

萩荘地区まちづくり協議会

### (2) 代表者名

会長 中野 信雄

### (3) 事務所の所在地

一関市萩荘字打ノ目 124 番地

### (4) 設立年月日

平成 26 年 7 月 11 日

### (5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との密接な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

キ その他本会の目的達成に必要なこと。

### (7) 団体に属する世帯数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

3,140 世帯、14 行政区及び 25 団体

構成団体等

萩荘第 1 民区、脇田郷区、川崎区、萩荘駒下民区、高梨民区、萩荘 2 民区、萩荘 3 民区、萩荘 4 民区、萩荘 5 民区、萩荘 6 民区、萩荘 7 民区、萩荘 9 民区、萩荘 10 民区、萩荘 11 民区、萩荘地区農政推進員協議会、萩荘地区福祉活動推進協議会、萩荘地区民生児童委員協議会、萩荘地区保健推進委員、萩荘体育協会、萩荘文化協会、ふるさと学習塾、萩荘地区老人クラブ、交通安全協会萩荘分会、一関地域防犯協会萩荘支部、J A いわて平泉女性部萩荘支部、一関市消防団一関第 5 分団、

婦人消防協力隊、萩荘小学校PTA、萩荘中学校PTA、萩荘商工振興会、萩荘地区を考える会、萩荘市民センター市野々分館、ハギ☆プロ、特別養護老人ホーム福光園、介護施設ラポールテトラ、ブナの木園、萩荘ふるさと大学運営委員会、木謡会、萩荘黒沢VBC

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 15 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理 利用料金収入	85	84
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	1,207	1,211
	計	1,292	1,295
業務 支出 (B)	指定管理 人件費	383	383
	施設管理費	885	749
	事業費	28	36
	一般管理費	2	1
	計	1,297	1,168
指定管理業務収支(A)-(B)		△ 5	127

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

### 3 主なソフト事業（令和4年度～令和6年度実施）

(1) 成人事業

- ・ 初心者スマホ教室（令和4年度～令和5年度実施）
- ・ 庭木の剪定教室（令和4年度実施）

(2) 家庭教育事業

- ・ みそづくり教室（令和4年度～令和5年度実施）
- ・ 熱気球体験搭乗会（令和4年度実施）
- ・ いちのの de キャンプ（令和4年度、令和6年度実施）

### 4 選定理由

一関市萩荘市民センター市野々分館の指定管理候補者として、次の理由により、萩荘地区まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との密接な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的に設立された団体で、萩荘地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した平成 29 年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度の1年間とする。

議案第 106 号

一関市弥栄市民センター及び一関市弥栄市民センター平沢分館の指定管理者の指定  
について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市弥栄市民センター  
一関市弥栄市民センター平沢分館
- 2 指定管理者となる団体  
一関市弥栄字茄子沢 198 番地 3  
弥栄地区まちづくり協議会  
会長 高 橋 東 喜
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市弥栄市民センター	一関市弥栄字茄子沢 198 番地 3	敷地面積 15,032.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 1,394.00 m <sup>2</sup>
一関市弥栄市民センター平沢分館	一関市弥栄字膳棚 42 番地 2	敷地面積 4,299.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 324.87 m <sup>2</sup>

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

弥栄地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 高橋 東喜

(3) 事務所の所在地

一関市弥栄字茄子沢 198 番地 3

(4) 設立年月日

平成 28 年 6 月 22 日

(5) 設立目的

弥栄地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい弥栄の里をめざし、地区内の各種団体との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進すること。

(6) 事業概要

- ア 地域住民の参画による地域づくりの推進に関すること。
- イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。
- ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- エ 安心・安全な地域づくりに関すること。
- オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。
- カ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。
- キ その他目的達成に必要なこと。
- ク 弥栄市民センターの指定管理業務等を行うこと。

(7) 団体に属する世帯数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

362 世帯、8 行政区及び 17 団体

構成団体等

弥栄 1 区自治会、弥栄 2 民区自治会、弥栄 3 区、弥栄第 4 区、弥栄第 5 区、弥栄 6 区自治会、弥栄 7 区自治会、弥栄 8 民区、弥栄地区民生児童委員協議会、弥栄地区保健推進委員、弥栄地区農政推進員、真滝幼稚園 P T A、弥栄小学校 P T A、一関東中学校 P T A、弥栄地区防犯協会、弥栄地区体育協会、弥栄地区交通安全委員会、一関市消防団一関第 6 分団、一関市婦人消防協力隊一関地域第 7 分隊、弥栄地区福祉活動推進協議会、一関市老人クラブ連合会一関支部弥栄地区老人クラブ、J A いわて平泉青年部弥栄支部、富沢地区自主防災会、弥栄第 4・5 民区自主防災会、平沢地区自主防災会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 25 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

ア 一関市弥栄市民センター

(単位：千円)

		R 2	R 3	R 4	R 5
業務 収入 (A)	指 定 管 理				
	利用料金収入	48	42	39	49
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	74	132	102	83
	指定管理料	18,417	18,283	18,554	18,575
計		18,539	18,457	18,695	18,707
業務 支出 (B)	指 定 管 理				
	人件費	10,996	11,114	11,985	12,792
	施設管理費	2,893	2,825	3,557	3,721
	事業費	521	705	617	696
	一般管理費	1,179	977	1,410	1,156
計		15,589	15,621	17,569	18,365
指定管理業務収支(A)-(B)		2,950	2,836	1,126	342

イ 一関市弥栄市民センター平沢分館

(単位：千円)

		R 2	R 3	R 4	R 5
業務 収入 (A)	指 定 管 理				
	利用料金収入	4	5	23	29
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	0	0
	指定管理料	920	920	920	920
計		924	925	943	949
業務 支出 (B)	指 定 管 理				
	人件費	0	414	414	414
	施設管理費	861	370	478	336
	事業費	0	0	0	0
	一般管理費	0	0	0	0
計		861	784	892	750
指定管理業務収支(A)-(B)		63	141	51	199

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和2年度～令和6年度実施）

(1) 高齢者事業

- ・ 静修大学（令和2年度～令和6年度実施）

(2) 家庭教育事業

- ・ 子育て支援講座ほっぺっぺ（令和2年度～令和6年度実施）

(3) 女性事業

- ・ 料理教室（令和2年度～令和6年度実施）
- ・ 生け花教室（令和2年度～令和6年度実施）
- ・ 健康体操教室（令和2年度～令和6年度実施）

4 選定理由

一関市弥栄市民センター及び一関市弥栄市民センター平沢分館の指定管理候補者として、次の理由により、弥栄地区まちづくり協議会を選定した。

当該団体は、弥栄地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい弥栄の里をめざし、地区内の各種団体との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された団体で、弥栄地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和2年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 107 号

一関市油島市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市油島市民センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1  
油島なのはな協議会  
会長 金野 陸夫
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市油島市民センター

#### イ 所在地

一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 2,220.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 446.92 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

油島なのはな協議会

### (2) 代表者名

会長 金 野 陸 夫

### (3) 事務所の所在地

一関市花泉町油島字上築道 34 番地 1

### (4) 設立年月日

平成 27 年 3 月 22 日

### (5) 設立目的

住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進する。

### (6) 事業概要

ア 地域住民の参画による地域づくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、健康、福祉、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ 行政機関等との連絡調整に関すること。

キ 油島市民センターの指定管理業務に関すること。

ク その他目的達成のための事業に関すること。

### (7) 団体に属する世帯数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

427 世帯、7 行政区長及び 24 団体

構成団体等

油島 1 区行政区長、油島 2 区行政区長、油島 3 区行政区長、油島 4 区行政区長、油島 5-1 区行政区長、油島 5-2 区行政区長、油島 6 区行政区長、上油田第一公民館、上油田第二公民館、上油田第 3 区公民館、堤下公民館、要害平集落公民館、大石沢公民館、常盤集落公民館、油島第八集落公民館、油島九区公民館、日向平集落公民館、油島地区民生児童委員協議会、油島地区福祉推進協議会、油島地区自主防災会、一関市消防団花泉地域第 2 分団、花泉町婦人消防協力隊第 3 分隊、油島地区体育協会、油島地区老人クラブ連合会、油島地区婦人会、J A いわて平泉女性部油島支部、

一関地区交通安全協会油島分会、花泉地域交通安全母の会油島地区会、一関市立花泉小学校油島地区PTA、一関市立花泉中学校油島地区PTA、白鳥の会

(8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事長 1 人、常任理事若干名、理事 36 人以内、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 2	R 3	R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理 利用料金収入	30	33	33	78
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	116	265	177	130
	指定管理料	15,570	15,135	15,460	15,498
	計	15,716	15,433	15,670	15,706
業務 支出 (B)	指定管理 人件費	11,274	11,503	11,806	12,560
	施設管理費	1,637	1,530	1,293	1,572
	事業費	139	241	267	247
	一般管理費	434	42	40	59
	計	13,484	13,316	13,406	14,438
指定管理業務収支(A)-(B)		2,232	2,117	2,264	1,268

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

### 3 主なソフト事業（令和2年度～令和6年度実施）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾

(2) 成人事業・女性事業

レモンクラブ（健康ウォーキング）、旬を楽しむ会（料理教室）、オレンジクラブ（女性学級）

(3) 高齢者事業

グリーンクラブ（高齢者学級）

### 4 選定理由

一関市油島市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、油島なのはな協議会を選定した。

当該団体は、油島地区において、住民が協力して、豊かで、親しみのある、ますます住み良い地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、油島地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和2年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 108 号

一関市金沢市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市金沢市民センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市花泉町金沢字大柳 56 番地  
金沢ふるさと協議会  
会長 加 藤 克 巳
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市金沢市民センター

#### イ 所在地

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

#### ウ 施設規模等

敷地面積 2,185.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 525.05 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

金沢ふるさと協議会

### (2) 代表者名

会長 加藤 克巳

### (3) 事務所の所在地

一関市花泉町金沢字大柳 56 番地

### (4) 設立年月日

平成 27 年 9 月 19 日

### (5) 設立目的

協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進する。

### (6) 事業概要

ア 地域住民の参画によるまちづくりの計画策定・推進に関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安全・安心・快適な地域づくりに関すること。

オ 地区内各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。

カ その他目的達成のために必要なこと。

### (7) 団体に属する世帯数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

734 世帯、11 行政区長及び 34 団体

構成団体等

金沢 1-1 区行政区長、金沢 1-2 区行政区長、金沢 2 区行政区長、金沢 3 区行政区長、金沢 4-1 区行政区長、金沢 4-2 区行政区長、金沢 5-1 区行政区長、金沢 5-2 区行政区長、金沢 6-1 区行政区長、金沢 6-2 区行政区長、金沢 7 区行政区長、金沢地区集落公民館連絡協議会、金沢地区行政区長会、金沢地区民生児童委員協議会、金沢地区福祉推進協議会、金沢地区体育協会、金沢地区自主防災会、一関地区交通安全協会金沢分会、金沢地域婦人団体協議会、一関市立花泉小学校金沢地区 P T A、一関市立花泉中学校金沢地区 P T A、金沢地区老人クラブ連合会、本町集落公民館、仲町集落公民館、新町集落公民館、内沢集落公民館、刈生沢集落公民館、中山集落公民館、菅ノ平地区自治会、上飯倉集落公民館、下飯倉集落公民館、北金里団地自治会、大

門集落公民館、花泉地域公衆衛生組合連合会、一関市消防団花泉地域第3分団、一関市食生活改善推進員協議会花泉支部、花泉地域防犯協会金沢支部、J Aいわて平泉女性部金沢支部、花泉町婦人消防協力隊第7分隊、金沢農家組合協議会、金沢生産森林組合、金沢保育園、J Aいわて平泉青年部金沢支部、花泉地域保健推進委員協議会、父ちゃんの会

(8) 役員

会長1人、副会長2人、理事12人、監事2人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 2	R 3	R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理 利用料金収入	12	9	5	13
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	65	110	278	66
	指定管理料	16,866	16,331	16,712	16,719
	計	16,943	16,450	16,995	16,798
業務 支出 (B)	指定管理 人件費	9,120	11,121	11,260	11,451
	施設管理費	2,382	2,433	3,211	3,534
	事業費	193	294	267	287
	一般管理費	252	310	325	405
	計	11,947	14,158	15,063	15,677
指定管理業務収支(A)-(B)		4,996	2,292	1,932	1,121

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

### 3 主なソフト事業（令和2年度～令和6年度実施）

(1) 青少年事業

学びの土曜塾

(2) 成人事業・女性事業

健康ウォーキング、料理教室、創作教室

(3) 高齢者事業

シルバー学級

### 4 選定理由

一関市金沢市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、金沢ふるさと協議会を選定した。

当該団体は、金沢地区において、協働の理念に基づいて、豊かで住みよい元気な地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、金沢地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和2年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民セン

ターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 109 号

一関市松川市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関市松川市民センター
  
- 2 指定管理者となる団体  
一関市東山町松川字町裏ノ上 8 番地 2  
いわて松川やくにたつ会  
会長 千葉 昭博
  
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関市松川市民センター

#### イ 所在地

一関市東山町松川字町裏ノ上 8 番地 2

#### ウ 施設規模等

敷地面積 4,077.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 1,147.00 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

いわて松川やくにたつ会

### (2) 代表者名

会長 千葉 昭 博

### (3) 事務所の所在地

一関市東山町松川字町裏ノ上 8 番地 2

### (4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 1 日

### (5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりに関すること。

イ 地域の活性化、福祉、健康、生活環境に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安心・安全な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ その他本会の目的達成に必要なこと。

### (7) 団体に属する世帯数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

578 世帯、10 自治会及び 5 団体

構成団体等

松川 1 区自治会、松川第 2 区自治会、岩ノ下自治会、三室自治会、滝ノ沢地区会、野平自治会、松川 7 区自治会、松川 8 区自治会、一市町自治会、松川第 10 区自治会、東山小学校 P T A、一関市老人クラブ連合会東山支部、東山地域防犯協会松川分会、松川地域婦人会、東磐井地区交通安全協会松川分会

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 3 人、理事 20 人以内、監事 3 人以内

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 2	R 3	R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理 利用料金収入	63	58	56	106
	事業収入	0	0	0	0
	その他の収入	90	92	316	130
	指定管理料	15,868	15,344	15,857	15,871
	計	16,021	15,494	16,229	16,107
業務 支出 (B)	指定管理 人件費	9,227	9,987	10,156	10,208
	施設管理費	3,445	3,960	3,514	3,662
	事業費	166	194	162	220
	一般管理費	942	420	1,246	1,159
	計	13,780	14,561	15,078	15,249
指定管理業務収支(A)-(B)		2,241	933	1,151	858

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和2年度～令和6年度実施）

(1) 成人教育事業

さわやか出前講座、初心者スマホ教室、男の料理教室

(2) 高齢者教育事業

松川地区高齢者教室、松川地区シルバースポーツ大会、認知症予防体操

(3) 文化芸術事業

東山文化祭

4 選定理由

一関市松川市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、いわて松川やくにたつ会を選定した。

当該団体は、松川地区において、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住み良いまちづくりを推進することを目的に設立された団体で、松川地区の地域協働体である。指定管理者制度を導入した令和2年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。

令和6年3月に策定した第3次一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 110 号

一関農村女性の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
一関農村女性の家
- 2 指定管理者となる団体  
一関市赤荻字亀田 236 番地 2  
一関生活研究グループ連絡協議会  
会長 佐藤 由美子
- 3 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

一関農村女性の家

#### イ 所在地

一関市赤荻字上袋 199 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 1,263.02 m<sup>2</sup>

延べ面積 264.00 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

一関生活研究グループ連絡協議会

### (2) 代表者名

会長 佐藤 由美子

### (3) 事務所の所在地

一関市赤荻字亀田 236 番地 2

### (4) 設立年月日

昭和 46 年 6 月 28 日

### (5) 設立目的

よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 地域の良さを広く伝える活動の推進

イ 家庭や地域での学習強化と実践

ウ 地域の食文化の伝承と食育の推進

### (7) 会員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

30 人

### (8) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 2 人、会計 2 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理		
	利用料金収入	208	208
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	1,411	1,411
	計	1,619	1,619
業務 支出 (B)	指定管理		
	人件費	691	724
	施設管理費	652	807
	事業費	0	14
	一般管理費	54	48
	計	1,397	1,593
指定管理業務収支(A)-(B)		222	26

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和4年度～令和6年度まで）

なし

4 選定理由

一関農村女性の家の指定管理候補者として、次の理由により、一関生活研究グループ連絡協議会を選定した。

当該団体は、地域内の生活研究グループ相互の連携を密にし、よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的として設立された団体であり、当該施設を拠点に農産物加工実習のほか、地域住民を対象とした食農教育活動なども実施している。指定管理者制度を導入した令和元年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

当該施設は農業振興施設（集会施設）として位置づけられており、当該団体が引き続き管理運営することにより、更に利用者の視点に立ったサービスの提供と効率的な運営が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度の1年間とする。

議案第 111 号

川崎農村研修センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

川崎農村研修センター

2 指定管理者となる団体

一関市川崎町門崎字神平 73 番地

農事組合法人門崎ファーム

代表理事組合長 藤 江 修

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

### (1) 施設概要

#### ア 施設名

川崎農村研修センター

#### イ 所在地

一関市川崎町門崎字清水沖 31 番地 1

#### ウ 施設規模等

敷地面積 2,970.00 m<sup>2</sup>

延べ面積 449.65 m<sup>2</sup>

### (2) 設置目的

新しい農村づくりを求める農業者の資質の向上並びに農業の担い手の健全な育成を図り、地域の農業構造の改善及び農業生産の再編成に資するため。

## 2 指定管理候補者の概要

### (1) 団体名

農事組合法人門崎ファーム

### (2) 代表者名

代表理事組合長 藤 江 修

### (3) 事務所の所在地

一関市川崎町門崎字神平 73 番地

### (4) 設立年月日

平成 25 年 4 月 23 日

### (5) 設立目的

農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ共同の利益を増進することを目的とする。

### (6) 事業概要

ア 組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業

イ 農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営

ウ イに掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの

① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

③ 農業生産に必要な資材の製造

④ 農作業の受託

エ ウの事業に附帯する事業

オ 農用地利用改善事業、土地改良事業

### (7) 組合員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

189 人

### (8) 役員

代表理事 1 人、理事 9 人、監事 2 人

(9) これまでの指定管理業務の収支

(単位：千円)

		R 4	R 5
業務 収入 (A)	指定管理 利用料金収入	3	8
	事業収入	0	0
	その他の収入	0	0
	指定管理料	483	483
	計	486	491
業務 支出 (B)	指定管理 人件費	0	0
	施設管理費	365	350
	事業費	0	0
	一般管理費	0	0
	計	365	350
指定管理業務収支(A)-(B)		121	141

(10) 団体の財務状況

別紙のとおり ※ 別紙は省略

3 主なソフト事業（令和4年度～令和6年度まで）

なし

4 選定理由

川崎農村研修センターの指定管理候補者として、次の理由により、農事組合法人門崎ファームを選定した。

当該団体は、農業者の資質の向上や農業の担い手の健全な育成を図り、門崎地区の農業構造の改善及び農業生産の再編成に資するなど、地域に密着した団体である。指定管理者制度を導入した平成26年度から、当該施設の管理運営を行っており、組織体制や事業内容等について健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。

また、当該施設の利用者は専らその地域の住民であり、地域に密着した団体が管理運営を行うことで、地域住民の利用が更に促進されることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度の1年間とする。

議案第112号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤善仁

認定する路線

地域名	路線番号	路線名	起 点	終 点
一関	1-3514	町浦54号線	山目町二丁目	山目町二丁目
一関	1-3515	町浦55号線	山目町二丁目	山目町二丁目



# 認定する路線図

一関地域

● 起点 ▲ 終点

